

平成 2 4 年 1 月 2 4 日
関東東北産業保安監督部東北支部

有限会社鳴子ガスからのガス事業法第 4 6 条第 1 項に基づく
報告受理及び同社に対する嚴重注意について

関東東北産業保安監督部東北支部は、有限会社鳴子ガスに対して、ガス事業法に基づく報告の徴収を行っておりましたが、同社より平成 2 4 年 1 月 1 3 日付けで報告書を受理しました。

その結果、同法で規定されている消費機器の調査が行われず、調査結果の報告も適正に行われていなかったことが判明したため、本日、同社に対して嚴重に注意しました。

1. 関東東北産業保安監督部東北支部は、平成 2 3 年 1 2 月 9 日に実施した有限会社鳴子ガスに対するガス事業法第 4 7 条第 1 項に基づく立入検査において、同社の供給する簡易ガス事業の地点群（上鳴子住宅）において、同法第 4 0 条の 2 第 2 項に定める消費機器に関する調査が適切に行われていない事例が認められたことから、同社に対し平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日付けで、同法第 4 6 条第 1 項に基づき、その事実関係及び原因並びに改善対策についての報告を求めました。（当支部HPに掲載済み）
2. これに対し、平成 2 4 年 1 月 1 3 日付けをもって同社から報告書の提出があり、受理しました。
3. 同社からの報告内容を確認した結果、同社の瑕疵により平成 1 5 年から平成 2 3 年までの約 8 年間にわたりガス事業法第 4 0 条の 2 第 2 項に定める消費機器の調査が行われていないこと、同法施行規則第 1 1 1 条第 1 項表第 7 号に定める消費機器の調査結果について適切に報告されていなかったことが判明しました。
4. 当該地点群（上鳴子住宅）の消費機器調査は、平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日をもって全戸完了した旨の報告を受けておりますが、本事案はガス事業の安全の確保の観点から重大な問題と認められたことから、関東東北産業保安監督部長から同社に対し今後の安全確保に遺漏なく対処されるよう嚴重注意を行いました。

(本発表資料のお問い合わせ先)
関東東北産業保安監督部東北支部保安課
担当者：戸 嶋 、 成 田
電 話：0 2 2 - 2 2 1 - 4 9 5 6 (直通)